

令和元年10月2日

勢田川等水面利用対策協議会 事務局
国土交通省 三重河川国道事務所
三重県県土整備部 流域管理課
伊勢市都市整備部 監理課

せたがわ
勢田川の放置棧橋の撤去を実施します
～ 所有者不明棧橋の撤去 ～

勢田川(宇治山田港)等に許可なく係留されている多数の不法係留船に対し、『勢田川等水面利用対策協議会』では、対策として係留場所の確保と不法係留船等の撤去を行っています。

今回対策の一環として、**所有者が判明しなかった係留施設(棧橋)2基の撤去(簡易代執行)**を行います。

○勢田川においては、かつて約950隻もの不法係留船が存在し、洪水の流下阻害、流出した場合の河川管理施設への損傷、油漏れによる水質事故等を引き起こすといった問題がありました。

○そこで、平成21年に地元自治会、漁業関係者、行政が中心となり『勢田川等水面利用対策協議会』を発足し、「不法係留船ゼロ」とする目標を掲げて「Ⅰ 係留場所の確保増」と「Ⅱ 係留対象船の減」を両輪とした対策を推進しています。

これらの対策により、不法係留船は、77隻(R1.9調査時点)と大幅に減少しています。
(別添:これまでの取り組みと今後の予定 参照)

○今回対策の一環として、所有者が判明せず放置されたままとなっており、洪水時に流出し、河川の施設(水門、ゲート、護岸等)に支障を及ぼす恐れがある棧橋について、河川法第75条第3項の監督処分(簡易代執行)を実施し、撤去を行います。

1. 撤去の日時等:

- ①実施日時 令和元年10月7日(月)10時00分(天候等により延期になる場合があります)
- ②実施場所 伊勢市田尻町ほか1箇所(別添:位置図 参照)
- ③対象物件 所有者不明棧橋 2基

2. 報道取材: 延期等変更の場合がありますので、現地取材を希望される場合は、別紙「取材登録書」を、下記取材申込先までFAXにて提出をお願いします。

3. 配布先: 三重県政記者クラブ、三重県第二県政記者クラブ、伊勢記者会

4. 問い合わせ先: 国土交通省中部地方整備局 三重河川国道事務所

取材申込先: 河川占用調整課長 寺田 広和(てらだ ひろかず)
保全対策官 藤澤 彰(ふじさわ あきら)
〒514-8502 三重県津市広明町 297
TEL: 059-229-2218(河川占用調整課)
FAX: 059-229-2231

位置図

別添

位置図



これまでの取り組みと今後の予定

別添

平成21年に発足した勢田川等水面利用対策協議会では、係留場所の確保や不法係留船の撤去等について協議する中で、「不法係留船ゼロ」を目標に以下の取り組みをしています。

I 係留場所の確保増

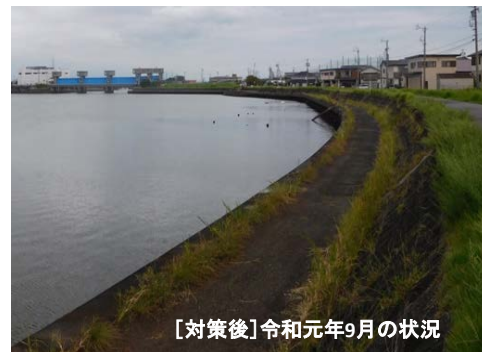
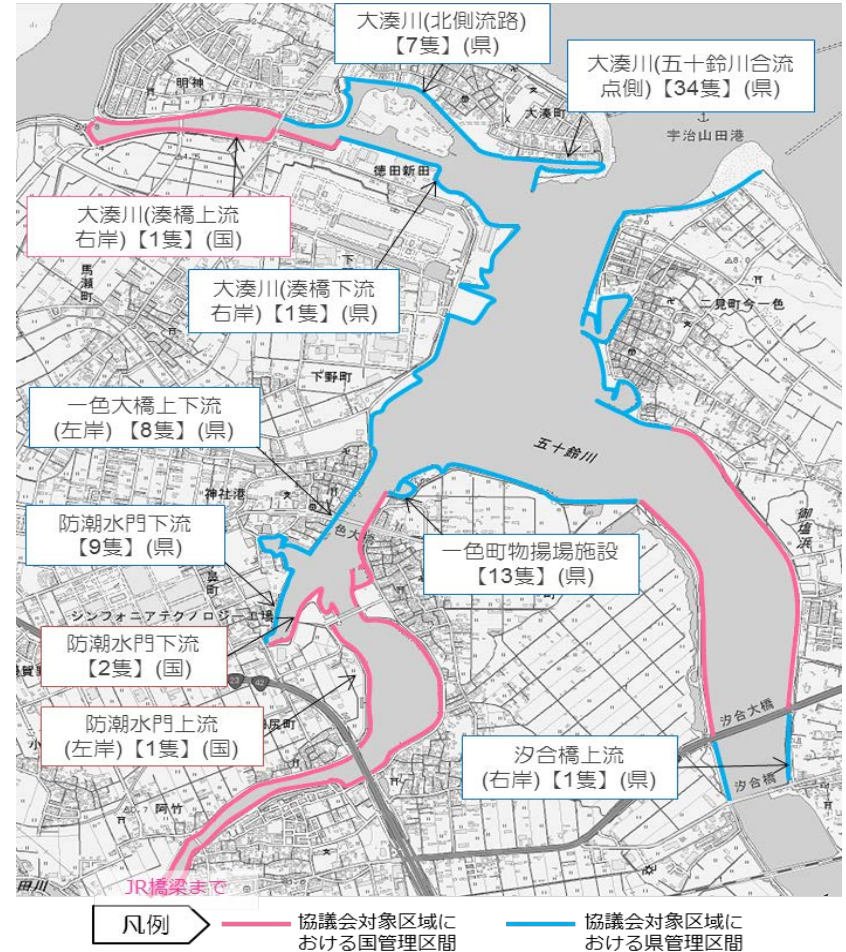
【9箇所確保済(R1.9時点)】

- ・係留施設の管理者の決定
(既存の施設や民間マリナーを活用)

II 係留対象船の減

【951隻 → 77隻へ減少(R1.9時点)】

- ・啓発チラシや警告看板の設置による自主撤去の促進
- ・船舶等の強制的な撤去(簡易代執行等)



国管理区間の対策を先行して実施しており、今年度中に完了させる予定で進めています。
【今回の棧橋撤去も国管理区間で実施】
引き続き県管理区間の対策を実施していき、「不法係留船ゼロ」の目標達成を目指します。

取 材 登 録 書

所属社名	
氏 名	
連絡先【TEL】	

送付先 三重河川国道事務所 河川占用調整課

FAX: 059-229-2231

10月4日(金)17:00までにお願ひします